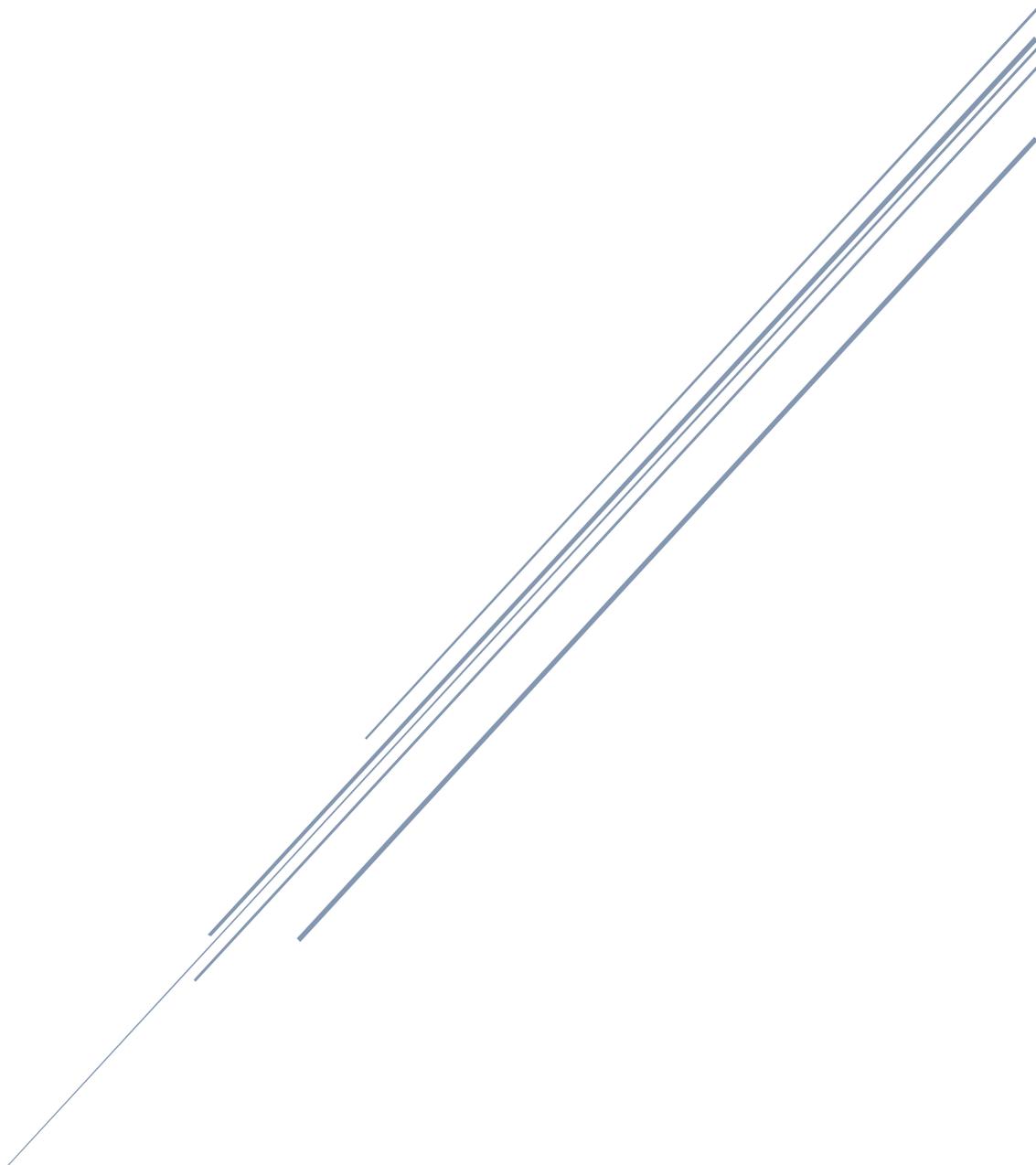


# 日本政治を楽しく学ぼう

国会、内閣、選挙、戦後政治の歩み、地方自治の仕組み



# 第1章 日本の国会制度

## ★ 日本の国会の地位

憲法41条 国会は、国権の\_\_\_\_\_であって、国の唯一の\_\_\_\_\_である。

## ★ 日本の国会の基本情報

	衆議院	参議院
定員		
任期		
被選挙権		
解散		
その他		

## ★ 国会の種類

- ① \_\_\_\_\_国会・・・年1回1月(150日間、延長1回)に召集
- ② \_\_\_\_\_国会・・・内閣が必要と認めた時、または各院の1/4以上の要求があったとき、衆議院の任期満了による総選挙後、参議院議員通常選挙後召集(不定、延長2回)
- ③ \_\_\_\_\_国会・・・衆議院解散総選挙後30日以内に召集
- ④ **緊急集会**・・・**参議院のみ**。衆議院の解散中の緊急時に召集。

→

## ★ 国会の権限

① \_\_\_\_\_・・・両議院の総議員の\_\_\_\_\_以上の賛成ののちに、  
国民投票を行い過半数の賛成が必要。

② \_\_\_\_\_(後述)

③ \_\_\_\_\_

④ \_\_\_\_\_・・・衆議院が先議権を持つ。租税法律主義

⑤ \_\_\_\_\_

⑥ \_\_\_\_\_・・・両議員各7名で構成

⑦ 議員の自律権

⑧ \_\_\_\_\_

※ \_\_\_\_\_・・・②、③、④、⑤に関して認められる。

補足

\_\_\_\_\_・・・参議院で否決された際は、任意で\_\_\_\_\_を開き、  
こでも議決できなければ、衆議院で出席議員の\_\_\_\_\_以上の賛成により可決され  
たら法律となる。

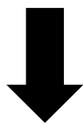
その他・・・必ず\_\_\_\_\_を開き、議決が出来なかったときは、衆議院の議  
決が採用される。

## ★ 法律の成立過程

(note)

## ★ 国会改革

\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_へ



これを具体化

1999年 \_\_\_\_\_ 成立

- ① 政府委員の廃止
- ② \_\_\_\_\_ 導入
- ③ 副大臣・大臣政務官の設置

## ★ 議員の特権

- ① 歳費特権
- ② 会期中の不逮捕特権
- ③ 免責特権

(note)

## 第2章 内閣

### ★ \_\_\_\_\_

内閣は国会の信任によって成立し国会に対して連帯して責任を負う(66条3項)

具体化

- ① 内閣総理大臣は、国会議員のなかから国会の議決で**指名**される(67条1項)
- ② その他の国务大臣については、内閣総理大臣が**任命**するが、その過半数は国会議員でなければならない(68条1項)
- ③ 衆議院が \_\_\_\_\_ をしたときは、 \_\_\_\_\_ か \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ かのいずれかを選択しなければならない(69条)

※ 補足

内閣総理大臣その他の国务大臣は \_\_\_\_\_ でなければならない(66条2項)

→軍人ではないもの

### ★ 内閣の権限

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_ ・ ・ ・ 事前事後に国会の承認が必要
- ④ \_\_\_\_\_
- ⑤ \_\_\_\_\_
- ⑥ \_\_\_\_\_
- ⑦ \_\_\_\_\_

⑧ \_\_\_\_\_

⑨ \_\_\_\_\_・・・内閣が責任を負う

※ \_\_\_\_\_・・・内閣から独立している機関

Ex) 人事院、公正取引委員会など

## ★ 内閣総理大臣の整理

(1) 地位・・・内閣の首長

(2) 権限

- ・ 国务大臣の任免
- ・ 一般国务、外交関係について国会に報告
- ・ 行政各部の指揮監督
- ・ \_\_\_\_\_の指揮
- ・ \_\_\_\_\_の指揮

## ★ 行政の問題

① \_\_\_\_\_・・・行政(官僚)が国会よりも権限が強くなること。



政府提出法案、委任法案が多い

② \_\_\_\_\_などによって、政治界や財界との癒着が発生しやすい。

————→ 官僚主義になりやすい。

④ \_\_\_\_\_の増加

## ★ 改革

1993年 \_\_\_\_\_ . . . 官庁の許認可や行政指導に対する法的な規制

1999年 \_\_\_\_\_ 制定 . . . 国民が官僚をチェック可能に

\_\_\_\_\_ (日本郵政、JR、NTT、NEXCO)

---

(note)

# 第3章 選挙のしくみ

## ★ 選挙の原則

- ① \_\_\_\_\_ . . . 一定の年齢に達した国民すべてに選挙権・被選挙権を認める
- ② \_\_\_\_\_ . . . 選挙人の投票の価値を平等に扱う
- ③ \_\_\_\_\_ . . . 各人の投票の自由を保障するため、投票の秘密を守る

## ★ 現行制度区別

I. \_\_\_\_\_ . . . それぞれの選挙区で1人のみ当選

長所

- ① 二大政党制になりやすい
- ② 候補者のことがわかりやすい

短所

- ① \_\_\_\_\_が多くなる  
——▶ 落選者に投じられた票
- ② 多様な民意が反映されにくくなる
- ③ \_\_\_\_\_ . . . 与党に有利な選挙区割りにすること

II. \_\_\_\_\_ . . . 各政党の得票数に比例して議席を配分する

※ \_\_\_\_\_を採用

(ベルギーのドントが考案)

\* ドント方式の説明

定数6のケース

得票数	A党 100票	B党 60票	C党 40票
÷1			
÷2			
÷3			
÷4			
÷5			

- ① 得票数を整数で割る
- ② 商の大きい順に①②・・・⑥とナンバーをふる。

結果： A党 \_\_\_\_議席、B党 \_\_\_\_議席、C党 \_\_\_\_議席

Ⅲ. \_\_\_\_\_・・・1選挙区から複数の人を当選させる

長所

- ① 死票が少ない
- ② 少数党でも議席が獲得しやすい
- ③ 多様な民意を反映しやすい

短所

- ① 多党制になりやすく、政局が不安定になる
- ② 選挙費用がかかる

## ★ 日本の選挙制度

(戦後)衆議院

\_\_\_\_\_を採用

—問題—

利益誘導政治につながる



1994年 \_\_\_\_\_になる。

- ・ 小選挙区 300 名、比例代表 180 名(2000 年より)
- ・ 比例代表制で、\_\_\_\_\_を採用
- ・ 小選挙区と比例代表での**重複立候補制**、**復活当選**が採用

※ 復活当選に関しては、得票数が有効投票総数の 1/10 未満の場合は復活当選が認められない

※ 参議院

比例代表は\_\_\_\_\_が採用

## ★ 選挙の課題

① \_\_\_\_\_・・・各選挙区の議員定数と有権者数の比率に著しい

不均衡がある状態

② \_\_\_\_\_・・・一票の価値が選挙区によって変わること

③ ルール

\* \_\_\_\_\_の禁止 ほか

→ 違反した場合は\_\_\_\_\_の適用

(note)

---

## 第4章 戦後政治の歩み

### ★ 55年体制と安保闘争

1951年 日米安全保障条約

1955年 \_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_の二大政党制の完成

・・・ \_\_\_\_\_

1960年 \_\_\_\_\_が起こる・・・岸信介内閣が日米安全保障条約の更新を強行した際に発生した反対運動

————→ 岸内閣は総辞職

### ★ 高度経済成長と革新自治体

1960年 池田内閣 \_\_\_\_\_・・・社会資本の充実と産業構造の高度化を目的とし、10年間でGNPを2倍にしようとする計画

60年代 高度経済成長へ

一党優位体制がつづく

※ 高度経済成長の影が出てくる

公害や都市問題が深刻となり、住民運動が広がる

————→ この動きを背景に統一地方選で社会党や共産党支持の候補者が当選

(革新自治体)

## ★ 新保守主義の時代

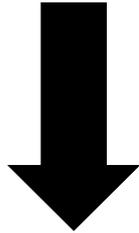
1970年代初頭 高度経済成長の終わり

田中角栄内閣 日本列島改造計画を掲げる

——→ 失敗

1976年 ロッキード事件で逮捕される

この先も混迷が続く



1982年 \_\_\_\_\_ (中曽根康弘内閣が実施)

- ① 福祉政策の見直し
  - ② 国鉄などの民営化
  - ③ 防衛費の GNP1% 枠廃止
- など

## ★ 55年体制の崩壊

- ・ リクルート事件(1988年)、佐川急便事件(1992年)などで、政治が腐敗

1993年 自民党が衆議院で過半数割れ。

——→ 非自民8党派の連立政権ができる(\_\_\_\_\_内閣)

※ 55年体制の終わり

1994年 政治改革

- ① 小選挙区比例代表並立制の導入
- ② 政治資金規正法の改正
- ③ 政党助成法の制定

しかし8か月ほどで失脚

2001年 小泉純一郎内閣が誕生

\* \_\_\_\_\_の断行をかかげる

様々な分野の構造を改革すること。道路公団や郵政公社の民営化などの特殊法人改革、特別区などの規制緩和

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_が衆議院で単独過半数を獲得

2012年 自民党が衆議院で過半数を獲得し再び政権交代がおきる

---

(note)

# 第5章 地方自治

## ★ 地方自治と民主政治

言葉

「\_\_\_\_\_」(\_\_\_\_\_)

### ※ 地方自治の本旨

- ・ \_\_\_\_\_・・・地方公共団体の政治、行政が、その住民の意思に基づき、住民自身の手によって行われる。
- ・ \_\_\_\_\_・・・地方公共団体が、国などの指揮、監督を受けることなく、独立してその政治・行政をおこなうこと

## ★ 権限

\_\_\_\_\_・・・その地域のみ適用される

\_\_\_\_\_を持つ

### ※ 首長の権限

- ① 各委員会の任命権(議会の同意が必要)
- ② 条例などの\_\_\_\_\_ (議会の2/3以上の賛成があれば、覆せる)
- ③ 議会の解散権(議会からの不信任決議権が可決された時に発動可)

## ★ 地方分権改革

\_\_\_\_\_ . . . 国の事務であるが、その執行が地方公共団体がするもの。国の指揮、監督から独立できない

※ 都道府県事務の約 8 割、市町村事務の約 4 割を占め、自治を阻害していた

1999 年 地方分権を進める

地方分権一括法などの法律整備

\* 機関委任事務廃止

※ 事務の分類

① \_\_\_\_\_ . . . 地方自治体の本来の仕事。

(例) 都市計画の決定、飲食店営業の許可など

② \_\_\_\_\_ . . . 国が本来果たすべき役割にかかわるものであって、法律に基づいて仕事を行う

(例) 国政選挙、旅券(パスポート)の交付

## ★ 地方財政

歳入中の地方税が占める割合 . . . 4割ほど(3割自治 or 4割自治)

残り : \_\_\_\_\_ と \_\_\_\_\_ などの国からの補助金

• \_\_\_\_\_ . . . 用途が決まっている交付金

• \_\_\_\_\_ . . . 用途が決まっていない交付金

★ 住民の権利・・・

請求別	必要署名数	(請求先)および請求の処理
条例の制定・改廃	以上	( )首長が議会にかけ、結果を公表
監査	以上	( )監査し結果を公表
議会の解散	以上	( ) に付し過半数の同意で解散
役員(議員、首長)の解職	以上	( ) に付し過半数の同意で解職
副首長、委員など	以上	( ) にか、その 以上の同意で解職

地方特別法の住民投票権( )

条例の制定・改廃( )

長・議員・役員(議員)の解職請求権( )

※ ・・・重要な政策決定に住民の意思を反映させる取り組み

(note)

(note)

(note)